

第41回静岡県消費生活審議会 意見一覧（令和3年8月25日）

番号	大柱	意見内容	意見の反映
1	全般	広報する上で、消費者に働きかけるためにどの媒体が有効なのかを考えていかなければならない。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、若者に効果的な広報ツールを活用し、啓発する旨、記載しました。また、②「地域等における消費者教育」において、消費者一人ひとりが、必要な情報を確実に受け取ることができるよう、対象者に応じた内容と広報ツールを活用して啓発を行い、市町と連携しながら、回覧板、広報誌、ホームページ、SNS等の多様な広報ツールを活用し、啓発を行う旨、記載しました。
2	教育	県民あるいは市町が広報する段階になった時に、SDGs、エシカル、カーボンニュートラルという語句について、まだまだ聞き慣れない言葉ではないかと思うので、言葉の意味が分かりやすく伝わるような工夫を考えていただけるとよいと思う。	SDGs、エシカル、カーボンニュートラルなどの分かりにくい言葉については注釈等により用語の解説をしました。また実際の広報においても、言葉の意味が伝わるよう工夫して参ります。
3	教育	地球環境が守られていることが最も大切である。コロナ感染、台風、大雨も、すべて環境破壊が進んでいる結果ではないかと思う。消費者に食品ロスなど啓発することは大切だが、企業側でも、環境を守り、ごみを出さない製品づくりを推進することが必要である。消費者と事業者の共生、SDGsの考え方で進めるとよい。	第3章1(1)①「人が幸せになるエシカル消費の普及啓発」において、事業者が人や社会、環境に配慮したエシカルな商品・サービスを生産する、あるいは取り扱うなど、環境保全や社会貢献に向けた取組をすることで、持続可能な生産・消費の実現が可能となることを啓発する旨、記載しました。また、②「環境に配慮したライフスタイルの普及啓発」において、「第4次静岡県環境基本計画」に基づき、カーボンニュートラルを目指す脱炭素社会に向けた取組や、循環型社会に向けた取組等を行う旨、記載しました。
4	教育	エシカル消費、「人・社会・環境に配慮した消費」が一番大切ではないかと思う。事業者は、安全・安心な商品を提供するという「つくる責任」があり、消費者には、買って、消費したその後のことまで考えるという「つかう責任」がある。コロナ禍において、テイクアウトが増え、通信販売で手軽に何でも手に入るようになったが、コロナ後もこの傾向が継続するのではないかと考えられる。テイクアウトや通信販売ではごみが増える。環境問題について、ごみの処理の仕方について、子供たちにもしっかり教えていく必要がある。安く何でも簡単に手に入り、使ったらもう捨てればいい、という使い捨てる時代になっているが、私たちには次世代への責任があるのだから、行政と共に考えていきたいと思う。	第3章1(1)「持続可能な暮らしの実現に向けた県民意識の醸成」を位置づけ、①「人が幸せになるエシカル消費」、②「環境に配慮したライフスタイル」の普及啓発に取り組んでいきます。また、「人が幸せになるエシカル消費の推進」を重点施策に位置づけています。

5	教育	<p>カーボンニュートラルな社会を作ることが大切であり、できれば環境問題も、重点施策として1つ起こすことを検討していただきたい。</p> <p>市町の立場では、プラスチックごみも含めたごみ全体の削減が大変重要である。これまでの消費者行政の中で環境問題へ取り組んだことが、エコバッグの使用などの多くの具体的な成果として表れている。</p> <p>プラスチックごみをはじめとする環境問題に対して、消費者が自立して行動していただけるような項目を、是非御検討いただきたい。</p>	<p>本県では、「第4次静岡県環境基本計画」に基づき、2050年のカーボンニュートラルを目指す脱炭素社会に向けた取組や、循環型社会に向けた取組等を行います。</p> <p>第3章1(1)②「環境に配慮したライフスタイルの普及啓発」において、海洋プラスチックごみを含む廃棄物の削減などについて、県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルを実践することを目指し、県民運動を展開する旨、記載しました。</p>
6	教育	<p>過疎化が進んでいる地域では、商店街で生き残っていくのは自助努力だけでは難しい。計画でも、商店街が生き残れるような方向で考えていただきたい。</p>	<p>第3章1(1)「持続可能なくらしの実現に向けた県民意識の醸成」に、「SDGsとエシカル消費」と題した囲み記事で、地場産品の購入、あるいは地元の商店街で購入することが地域活性化につながることから、エシカル消費の一つである旨、記載しました。</p>
7	教育	<p>成年年齢引下げへの対応について、若者が困った時、親にも相談できない時に相談できるよう、消費生活センターの存在について、より広報に努めていただけたらと思う。</p>	<p>第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、市町と連携し、若者に効果的な広報ツールを活用しながら、消費生活センターの周知を行う旨、記載しました。</p> <p>「高校生消費者教育出前講座」では、若者向け消費者被害防止ウェブサイト「それってトラブル？やばい！？SOS！静岡県」を紹介し、トラブルに遭ったときには消費生活センターに相談する旨、呼びかけを続けて参ります。</p>
8	教育・被害防止	<p>県で作成している「ピントブック」は「自分が被害に遭わないために」という視点と、「高齢者を守るために」という支援者の視点の両方で書かれているという点で、非常に有用である。また、文字だけではなく、4コマ漫画で示されていて、学生にも分かりやすい。</p> <p>こうした教材を、ページ数の縛りがないデジタル教材として、作っていただけるとよい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、デジタル教材を活用しながら、児童生徒の学習意欲を喚起し、理解を深める旨、記載しました。</p> <p>また、全世代に対して分かりやすい啓発資材の作成に努めて参ります。</p>

9	教育	成年年齢が引下げられると、高校生がターゲットになることは想像に難くない。次期計画では、具体的な施策を示して、実践していくことが、非常に重要である。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、消費者教育教材「社会への扉」を活用し、2020年度に開講した「高校生消費者教育出前講座」を継続して実施する旨、記載しました。 第3章1(3)①「消費者教育の担い手の資質向上」において、学習指導要領における消費者教育の内容が充実されたことを踏まえ、教員が授業の中で消費者教育に取り組むことがより一層重要となっていることから、教員を対象とした研修を実施する旨、記載しました。
10	教育	G I G Aスクール構想で、小中学校は1人1台端末、高校も1人1台端末を持つことを考えると、情報に関するトラブルが多くなってくると考えられるため、対応が必要である。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」において、正しく安全にインターネットを利用することができるよう、小中学校における情報モラル・情報リテラシーの向上を図る旨、記載しました。高校においては、「高校生消費者教育出前講座」の中で、若者に多いインターネットやSNSに関する消費者トラブルについて啓発します。
11	教育	若者に関しては、隣に座っている家族が知らないまま、遠くのネットの人を信じて、被害に遭うことが多いのではないかとと思う。 若い人は情報に対して対応が早いですが、正しい情報なのか間違った情報なのかということ、判別できる能力を教育していただきたいと思う。	
12	教育・被害防止	デジタル化がどんどん進んでいるが、セキュリティについて検討していただきたい。	デジタル化社会においては、悪質事業者が架空のサイトに書き込ませる、あるいは架空の内容のメールを送付して返信させるなど、様々な方法で消費者から個人情報を引き出し、悪用する手口が見られます。第3章1(2)①「学校等における消費者教育」②「地域等における消費者教育」において、情報リテラシー、デジタル・リテラシーの向上を図る旨、記載しました。
13	教育	消費生活アドバイザーとして、デジタル難民への対応やシニアのICTリテラシーについては課題として捉えており、私たちもデジタル化を進める講座を行っている。 講座では、「教育」として上から教えるのではなく、「共育」として、一緒に考えて、覚えていきましょうという方法を取っている。 消費者教育にも、「教育」と「共育」の両方があると思う。「新たな担い手の養成」に期待したい。	第3章1(2)②「地域等における消費者教育」において、デジタル化に十分対応できない高齢者が被害に遭うことがないように、デジタル・リテラシーの向上を図る旨、記載しました。 御意見の趣旨を踏まえ、「消費者教育出前講座」を実施するに当たっては、講師と受講者、あるいは受講者どうしがコミュニケーションをとり、共に学びあうことができるような内容とするなど、工夫して参ります。

14	教育	高齢者や若者も含め、消費者に対しては、教育ではなく、共に育つ「共育ち」を考えていったほうがよい。	御意見の趣旨を踏まえ、「消費者教育出前講座」を実施するに当たっては、講師と受講者、あるいは受講者どうしがコミュニケーションをとり、共に学びあうことができるような内容とするなど、工夫して参ります。
15	教育・被害防止	「高齢者の見守り体制の強化」について、高齢者を弱者的に見過ぎているのではないかと思う。むしろ高齢者にも、自立して、消費行動をしていただくようにしていく必要がある。啓発とか教育という言葉は補っていただけるとよい。	高齢者の被害防止については、高齢者の特性に配慮し、取り組んで参ります。第3章1(2)②「地域等における消費者教育」においては、高齢者への消費者教育について、第3章2(2)①「高齢者の見守り」においては、認知機能の低下がみられる高齢者の見守りについて記載しました。
16	教育・被害防止	高齢者に関しては、見守りという言葉が正しいのかどうか、疑問がある。見守るべき高齢者と、活動的な元気な高齢者がおり、判別が難しいと思う。	
17	教育・被害防止	ケアマネージャーとして、要介護・要支援の高齢者を支援する中で、高齢者の見守り、デジタル化への対応が、今後、課題になってくると思う。訪問販売や通信販売等でトラブルが起きることも多いので、私たち支援者側が、これからはしっかりと情報を伝えていく必要がある。デジタル化が進む中で、取り残されてしまっている高齢者が多いので、新たな被害に遭わないように、自らが学べるような機会を作っていたり、わかりやすい教材を作っていたらとありがたい。	デジタル化に十分対応できない高齢者が被害に遭うことがないよう、第3章1(2)②「地域等における消費者教育」において、デジタル・リテラシーの向上を図る旨、記載するとともに、第3章2(2)④「デジタル化への対応」において、見守り者等への情報提供・注意喚起を行う旨、記載しました。第3章2(2)①「高齢者の見守り」において、高齢者の見守り者に対し、見守りのポイントや高齢者に多いトラブル事例などについて情報提供を行う旨、記載しました。また、分かりやすい教材の作成に努めて参ります。
18	教育・連携	現行計画の総括評価において、今後の課題と方向性の中で、市町との連携とか支援というような表現が出てきているが、県で実施する講座と、市町で実施する講座の中で、情報の格差があってはいけないと思う。格差がないように進めていけたらいいと思う。	小中学校、地域等での消費者教育については、市町によって取組状況に差があります。第3章1(2)①「学校等における消費者教育」②「地域等における消費者教育」、第3章4(2)①「市町との連携」において、県と市町が連携して新たな教育の場を開拓し、状況に応じて、県が出前講座を実施するなど市町を支援する旨、記載しました。
19	教育・連携	消費者教育については、県生協連としても各生協の学習会を進めている。エシカル消費をはじめ、様々な学習を行っているため、県とも連携しながら進めていきたいと考えている。	第3章1(2)④「消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携」、第3章4(2)②「消費者・事業者等、多様な主体との連携」において、生活協同組合と連携し、SDGsの達成に向け、エシカル消費や環境に配慮したライフスタイルの普及啓発に取り組む旨、記載しました。

20	教育・連携	成年年齢引き下げについて、静岡市では、弁護士を派遣して、消費者教育推進校となった中学校で、契約の知識等について授業を行っている。一番影響を受ける高校生に対して、県と弁護士会が連携し、弁護士が高校に行って消費者教育を行うことができればよいと思う。	第3章1(2)④「消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携」、第3章1(3)②「新たな担い手の確保」、第3章4(2)②「消費者・事業者等、多様な主体との連携」において、弁護士や司法書士など法律の専門家と連携して出前講座を実施する旨、記載しました。
21	教育・連携	現行計画の総括評価において、「地域での消費者行政の推進体制」では、市町の「消費者教育推進計画」の策定が、9市町に留まっており、我々もメンバーとして入って、事業所も関わっていけるような体制づくりが大切になると考えている。	第3章4(1)「地域での消費者行政推進体制の確保」において、県民生活センターごとに「地域消費者行政推進連携協議会(仮称)」を設置し、多様な主体に参加いただきながら、地域の消費者教育の推進や消費者被害の防止と救済を図るための取組について、情報交換や意見交換を行い、地域の課題解決に取り組む旨、記載しました。
22	被害防止	「消費者トラブルの高度化・複雑化」について、認識し、対策しだす頃には、もう違う手口が出てくるというように、対応が追いつかない。新しいトラブルに対して常にアンテナを張って、対応できるような取り組みやシステムを構築できたらいいと思う。	第3章2(1)②「高度化・複雑化する相談への対応」において、高度化・複雑化した相談に臨機応変に対応するとともに、消費者に対する適確な情報提供を行うため、PIO-NETデータを活用した最新の相談情報の収集・分析を行う旨、記載しました。県・市町の相談員に対しては、法改正、デジタル化等に対応する最新の知識を拡充できるよう、資質向上のための研修を実施し、高度な専門知識が必要な事案に関しては、専門家から、法的助言や指導をいただく旨、記載しました。
23	被害防止・連携	県生協連としては、特に消費者の意見をどう事業者の責任として受けとめて、実践をするかということがポイントであると考えている。また、お弁当の飲食宅配もやっており、非常に高齢者も増えている。高齢者見守りという点では、事業者としては一緒に進められるのではないかと思う。	第3章2(2)①「高齢者の見守り」、第3章4(3)②「消費者・事業者等、多様な主体との連携」において、地域においては、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)を設置し、福祉分野の見守り者だけでなく、消費者団体、事業者団体、警察等、多様な主体が連携して、孤独・孤立に陥りがちな高齢者に対し、よりきめ細やかに、継続して見守り活動に取り組む旨、記載しました。
24	被害防止	高齢者の見守りについて、市町への見守りネットワーク設置を県として支援するというが、新しく組織を作ることも大事だが、現在ある団体組織を有効利用することも考えた方がいいと思う。私たちの組織でも、情報を頂ければ伝達することができる。	第3章2(2)①「高齢者の見守り」において、市町と連携しながら、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、介護事業者など、高齢者の見守り者に対し、見守りのポイントやトラブル事例などについて情報提供を行う旨、記載しました。これらの福祉関係の見守り者以外にも、情報提供を行って参ります。また、協議会を設置する際にも、既存の地域ネットワークの活用を検討する旨、記載しました。

25	事業者	<p>現行計画の総括評価において、指標「食の安全に対する県民の信頼度」は、県民がどの内容について不安になっているかを把握して初めて、信頼度を上げることができるのではないかと思いますので、把握した上で計画を実行していただきたい。</p>	<p>毎年、県政インターネットモニターアンケートにより、「食の安全・安心」に関する意識調査を実施しており、食の安全性に対して不安に感じている具体的な項目（食品添加物、輸入食品、残留農薬、病原性微生物（食中毒）など）について調査しています。 引き続き、調査結果を注視して、必要な対策を実施して参ります。</p>
26	事業者	<p>コロナウイルス感染症の影響で、飲食店によるデリバリー、テイクアウトが増えているが、弁当と違って、原材料、添加物、消費期限等が記載されていないものがあり、やはり、食品衛生上は問題となるため、啓発をしていかななくてはならないと思う。</p>	<p>一般に流通する弁当のように容器包装に入れられ、情報取得が困難な食品は、食品表示法に基づく表示義務があります。一方、飲食店におけるデリバリーやテイクアウトの際に必要な情報については、飲食店から直接消費者への情報提供ができるため、食品表示の省略が可能となっています。 販売時における適切な情報の提供については、食品衛生監視時に引き続き啓発を行って参ります。</p>
27	事業者・連携	<p>新たに「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」を大柱として位置づけたことに関心を持っている。事業者も、法令自体を理解していないケースが多いと思う。「事業者に対する啓発・注意喚起」については、講師を確保していただければ、講座の開催などで協力できるのではないかと思います。</p>	<p>第3章3(3)③「事業者への啓発・注意喚起」、第3章4(4)②「消費者・事業者との連携」において、法令への理解促進を図るため、事業者団体と連携し、景品表示法等の法令への理解を促進するための研修を行う旨、記載しました。</p>
28	事業者	<p>国際化が進むと海外の方が消費者となるが、ハラール食かどうかなど、表示が宗教に対応していない。食品アレルギー表示も日本人向けのみであったりする。 また、お店の従業員に対して、アレルギーに関する教育がされていない。アレルギーについては、従業員への教育も含めてしっかり対応していかないと、何か障害が出た場合はかなり問題になると思う。 海外の方を含めて、消費者を守るという意味で、様々な食品表示について考えていただければと思う。</p>	<p>食品表示については、アレルギー表示を含む食品表示基準の改正により、新たな食品表示制度への対応が必要となっています。食品関連事業者に対し、食品表示法や、新たな食品表示基準等への理解を促進するための講習会を実施します。 また、外国人を含め、食物アレルギーを持つ消費者へ食品表示内容が正しく伝わり、消費者が安心して食品を選択できるよう、食品関連事業者に対し、外国語とピクトグラムを掲載した指差しシート（食品ラベル表示ガイド）の活用を推進するため、「国際化対応食品表示対策推進講習会」（平成30年度から計6回、346名受講）を、今後も引き続き実施して参ります。 なお、指差しシートは、県ホームページでも取得が可能です。</p>